

姫路市すこやかセンターのあり方検討懇話会開催要領

1 目的

姫路市すこやかセンターのあり方検討にあたり、外部有識者による専門的見地及び意見、助言を求めるため、姫路市すこやかセンターあり方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 所管事項

懇話会は、次に掲げる事項について意見し、又は提案するものとする。

- （１）姫路市すこやかセンターのあり方の検討に関する事項
- （２）その他姫路市すこやかセンターのあり方の検討について必要な事項

3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうち市長が指名する１０人以内の者をもって構成する。

- （１）学識経験者
- （２）その他市長が必要と認めた者

4 運営

- （１）懇話会に座長を置き、市長が指名する。
- （２）座長は、懇話会の会議を進行する。
- （３）座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- （４）懇話会の会議は、市長が招集する。

5 その他

- （１）懇話会の庶務は、健康福祉局福祉総務部地域福祉課において処理する。
- （２）この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。